

**産業統計部会、サービス統計・企業統計部会(合同部会)の審議状況について
(経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止)(報告)**

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
I 経済構造実態調査の変更						
1 甲調査(産業横断調査)の変更 (1)調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> 甲調査の調査対象に日本標準産業分類「大分類A-農業、林業」、「大分類B-漁業」、「大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D-建設業」(以下「産業分類A~D」という。)を追加することに伴い、調査の目的を変更する。 	●				【 適当と整理 】 (後記1(2)の審議結果を踏まえ審議)
(2)調査対象の範囲の変更	<ul style="list-style-type: none"> 甲調査の調査対象に産業分類A~Dを追加し、全産業化する。 		●			【 適当と整理 】 (「諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について」(平成30年8月28日付け統計委第8号。以下「前回答申」という。)における課題を踏まえて対応するもの。)
	<ul style="list-style-type: none"> 甲調査の調査名を「産業横断調査」に変更する。 		●			【 適当と整理 】 (全産業化に伴い、調査内容を反映した名称に変更するもの)
(3)報告を求める個人又は法人その他の団体	<ul style="list-style-type: none"> 産業横断調査の調査対象に産業分類A~Dを追加することに伴い、報告者数を変更する。 		●			【 適当と整理 】 (調査対象の変更に伴うもの)
(4)報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年経済センサス-活動調査の調査事項の変更に合わせて変更する。 		●	●		◆第2回部会において引き続き審議 【委員等からの主な指摘】 ①支払利息等の廃止 ◆法人企業ごとの付加価値の算出には、通常、支払利息は不可欠。経済センサス-活動調査において、既に廃止されており、同調査の結果がないため補完推計もできないと説明されたが、経済構造実態調査において、支払利息等を廃止すると、全く付加価値が計算できないことになる。コロナ禍の影響を把握する上で、重要な項目である。 ◆総勘定元帳には必ず支払利息の項目があるので、企業の記入負担感はあまりないのではないか。 ◆国民経済計算のためだけのものではなく、経済構造の分析に使うことも考えられる。負担軽減の意義もそれほどないのであれば、残す方向で検討いただきたい。 ◆支払利息等を廃止しないこととした場合の一番の問題は欠測値の処理。欠測値を埋めようがないので、無理に埋めようとする方がよい。欠測値がある前提で、それでも把握すべきというコンセンサスを得る必要がある。

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
						<p>②電子商取引の有無及び割合の廃止</p> <p>◆企業では、会計上、売上高における電子商取引を分離して把握していないため、手間がかかると聞いているが、むしろ、企業会計において電子商取引を分けて、その分析ができるようにすべきではないか。</p> <p>◆電子商取引の金額については、ある程度は民間の業務データでの代替が可能だが、電子商取引と他の経済属性を表すような統計指標と同時に把握している統計はあまりない。また、業務データの欠点として、電子商取引を行っていない企業がどの程度あるのかは把握できない。電子商取引の有無だけでも把握すべき。</p> <p>◆電子商取引については、把握できたらいいと考えるが、誤解を招く統計を公表するぐらいなら、削除はやむを得ない。</p> <p>◆電子商取引については、定義も含め、把握方法の研究が必要。将来的には国の統計の中で把握することができたらよい。 (→「今後の課題」候補)</p> <p>③その他</p> <p>◆一般的には、4月から新たな会計年度の記帳が始まるので、帳簿の作成の際に準備できるよう、調査内容の周知は早い段階で行うべき。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 中間年における事業所母集団情報を更新できるようにする観点から調査事項を追加する一方で、報告者負担の軽減のため、一部の調査事項を精査し、削除する。 	●				<p>【適当と整理】</p> <p>(事業所母集団情報の更新に資する追加であり、報告者負担にも配慮するもの)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 産業横断調査の調査対象に追加する産業分類A～Dの企業に対する調査事項は最低限とし、①産業分類A～Dに係る詳細な事業活動別売上の設定は行わず、②追加する産業分類A～Dの企業については、事業活動別の費用構造を調査しない。 	●				<p>【適当と整理】</p> <p>(前回答申の課題を踏まえつつ、報告者負担にも配慮するもの)</p>
2 製造業事業所調査の新設 (1) 調査対象の範囲の変更	<ul style="list-style-type: none"> 製造業事業所調査を新設し、日本標準産業分類に掲げる「大分類Eー製造業」に属する事業所のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所(個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く)を調査対象とする。 	●				<p>【適当と整理】</p> <p>(全製造業事業所(推計個票を含む)の年次集計を実現するもの)</p>
(2) 報告を求める個人又は法人その他の団体	<ul style="list-style-type: none"> 製造業事業所調査の調査対象の範囲に基づき、報告者数を記載する。 		●			(第2回部会で審議予定)
	<ul style="list-style-type: none"> 工業統計調査においては準備調査に基づく独自の名簿を母集団名簿としていたが、製造業事業所調査においては事業所母集団データベースを母集団名簿とする。 		●			(第2回部会で審議予定)
(3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	<ul style="list-style-type: none"> 製造業事業所調査の調査事項は、工業統計調査の調査事項を基本的に維持する。 		●			(第2回部会で審議予定)

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
(4) 報告を求めるために用いる方法	・ 製造業事業所調査は、調査員調査を行わず、郵送又はオンライン調査によるものとする。		●			(第2回部会で審議予定)
(5) 集計事項及び公表の期日	・ 製造業事業所調査の集計事項は、工業統計調査の調査事項を基本的に維持する。		●			(第2回部会で審議予定)
	・ 公表時期は工業統計調査の確報が調査実施翌年8月中旬頃公表されていたところ、経済構造実態調査の二次公表(調査実施年翌年の7月末まで)に合わせて公表することで早期化する。		●			(第2回部会で審議予定)
	・ 市区町村別結果等については参考表として特別集計する。		●			(第2回部会で審議予定)
3 乙調査の見直し	・ 乙調査を廃止する。			●		(第3回部会で審議予定)
4 基本計画、前回答申における今後の課題への対応状況	(1) 基本計画への対応状況			●		(第3回部会で審議予定)
	(2) 前回答申における今後の課題への対応状況			●		(第3回部会で審議予定)
II 工業統計調査の中止						
1 今回の申請内容	・ 工業統計調査を経済構造実態調査へ包摂することに伴い、工業統計調査を中止する。				●	(第4回部会で審議予定)
2 基本計画及び前回答申における今後の課題への対応状況	(1) 基本計画への対応状況				●	(第4回部会で審議予定)
	(2) 前回答申における今後の課題への対応状況				●	(第4回部会で審議予定)

(注)第1回は令和3年4月2日(金)に開催。第2回は4月28日(水)、第3回は5月18日(火)、第4回は5月27日(木)に開催予定。

第102回産業統計部会・第105回サービス統計・企業統計部会（合同部会）議事概要

1 日 時 令和3年4月2日（金）10:00～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、椿 広計（部会長）、岩下 真理、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、成田 礼子

【審議協力者】

経済産業省、東京都、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：上田課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：荒川室長ほか

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について

5 概 要

- 3月24日の統計委員会における委員の意見を共有した後、審査メモに沿って、「甲調査（産業横断調査）の変更」、「製造業事業所調査の新設」等の審議が行われた。
- その結果、変更計画については、一部継続審議となった事項があるものの、おおむね適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）統計委員会での意見

- ・ 細かな計数を尋ねる調査であるので、数値同士の整合性や記入の精度をどのように確保していくのかについて念頭に置いて議論いただきたい。

（2）甲調査（産業横断調査）の変更のうち、調査の目的、調査対象の範囲の変更及び報告を求める個人又は法人その他の団体

- ・ 「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」の「他に分類されるもの」とはどのようなものか。

⇒ 例えば、公営の水道は公務だが、産業分類上は水道業に分類されるなど、公的部

門のいわゆる現業の業務については、民間事業と同様に各活動内容により分類されている。

- ・ 「日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、各分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を対象」とあるが、どのようなデータに基づき設定しているのか。

⇒ 直近の経済センサス-活動調査の結果もしくは前年の経済構造実態調査の結果に基づいている。

- ・ 産業ごとに個人企業が占める売上高の割合は異なり、特に農林・漁業などは、個人企業の比率が高いことから、法人企業の売上高総額の8割とすると、他の産業と比較してカバーできる範囲が少なくなり、実態との差がでてくるのではないか。

⇒ 経済構造実態調査は、法人企業を対象として、全ての産業で同水準の精度を確保している。産業によって個人企業の占める割合が異なることは事実であるが、農林業の場合は、農林業センサスにおいて、個人企業も含む産業全体の実態を把握しており、役割分担がなされていると考える。

- ・ 単に売上高の上位8割という記載では、何に対しての8割なのかが分かりづらい。経済構造実態調査では、個人企業を除いて、法人企業の売上高の上位8割層を調査することが明確に分かるよう、表現を工夫してほしい。

(3) 甲調査（産業横断調査）の変更のうち、報告を求める事項及び基準となる期日又は期間

- ・ 調査票Cの問5の「事業所の売上（収入）金額」について、「1月から12月までの1年間の売上について記入してください。この期間で記入できない場合は、決算期間について記入してください」となっているが、日本の上場企業の約7割から8割は3月決算となっているので、この場合、4月から翌年3月までの売上を記入することとなるが、それでよいのか。

⇒ 設定された期間で記入できない場合は、そのような対応になるという理解で構わない。

- ・ 調査票Aの問10の「年初及び年末商品手持額」の基準となる期日又は期間について、「前年の年初（1月1日現在）、年末（12月31日現在）」となっているが、棚卸しが3月末にある企業が大半のため、3月末の状況を書くことになると思われるが、それでよいのか。

⇒ 設定された期間で記入できない場合は、そのような対応になるという理解で構わない。

- ・ そうであれば、基準となる期日又は期間について、4月1日現在、3月末現在で可とあらかじめ明記しておいた方がよいのではないか。

⇒ 報告者向けの説明資料で補足したい。

- ・ 調査票Bについて、問11の事業内訳別と問12の項目別内訳はどう違うのか。「内訳別」と「別内訳」と近接して似たような言葉を、異なる語順で使っているのが気になる。
- ⇒ 問7における「事業活動」という言葉と混同しないように「事業内訳」と表現しており、「事業内訳」で一つの単語である。項目別内訳の方は、項目ごとの内訳を意味している。
- ・ 言葉の使い方が紛らわしいので、問11については、「事業の種類別内訳」とするなど工夫した方がよいのではないか。
- ・ 問12について、「何の」費用の項目別内訳を聞いているのかが分からない。「印字された事業内容に関わる」など入れた方がいいのではないか。
- ⇒ 問11、12について、報告者に分かりやすいような工夫を検討する。
- ・ 問11で費用の大枠を捉え、問12で細かな内訳を聞いているが、大まかな割合を聞いた後に細かな金額を聞くと、両者で不整合が生じることがあると考えられる。両者で不整合が生じた場合、どのようにチェックするのか。例えば、問12で合計値欄を設け、全体費用額に割り戻して当該区分の費用割合を確認できるようにするとよいのではないか。記入精度に関する話として検討してほしい。
- ⇒ 次回、何を行っているか、理解しやすい資料を準備して改めて説明する。
- ・ 調査票はいつ発送し、いつまでを期限としているのか。特に今回新たに追加される産業については、事業年度の始まる前に、周知した方がいい。あらかじめ知っていれば、帳簿の作成の際に準備ができる。
- ⇒ 5月中旬に発送し、6月末が回答期限となっている。
- ・ 通常3月に決算を行い、4月から新たな会計年度の記帳が始まるので、5月中旬では遅いと思う。もっと早い段階で、こういう調査が始まることを周知すべきではないか。
- ⇒ どうやって周知をするかは、調査の運用上工夫したい。
- ・ 資料1-1のP.5に、「法人企業に関する付加価値額等についてより精緻な調査が可能」とあるが、法人企業における付加価値額を算出するには「支払利息等」が不可欠である。それにもかかわらず、「支払利息等」を廃止するのは矛盾している。国民経済計算での付加価値額は別の方式で算出しており、支払利息を使わないことは承知しているが、法人企業ごとの付加価値の算出には、通常、支払利息は不可欠。支払利息等については、経済センサス-活動調査において廃止されているためそれに合わせるものであり、同調査の結果がないため補完推計もできないと説明された。経済センサス-活動調査の変更の際の部会審議にも出席していたので、今さら申し

上げるのは心苦しいが、経済構造実態調査において、支払利息等を廃止すると、全く付加価値が計算できないことになる。何らかの形で調査すべき。企業の負担軽減の観点についても、企業側は支払利息等の報告は負担とは思っていないし、コロナ禍の影響を把握する上で、重要な項目である。

⇒ 御指摘のとおり、国民経済計算における付加価値額の精緻な把握を目指した変更であり、説明ぶりには気をつけていきたい。経済構造実態調査は、「経済構造統計」という基幹統計として経済センサス-活動調査と一体的なものであり、経済センサス-活動調査の個票を活用して全体を集計している。我々としては、基礎となる経済センサス-活動調査にない調査項目は集計ができず、取扱いに非常に困る。

・ 電子商取引の金額は増えている。企業では、会計上、売上高における電子商取引を分離して把握していないため、手間がかかると聞いているが、むしろ、企業会計において電子商取引を分けて、その分析ができるようにすべきではないか。

⇒ コロナ禍で電子商取引が増えており、重要性は認識している。しかしながら、電子商取引の実績があると回答していても、割合が未記入のものや明らかに不整合な数値が記入されているものも多く、疑義照会の業務を困難なものにしているのが実態。二次利用の申請も低調である。本調査において継続するよりも、政府全体として、デジタルの時代に沿ったデータのあり方の検討が必要ではないか。

・ 支払利息等の廃止については納得できない。現在、国民経済計算の生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究を行っており、内閣府に対して、法人企業統計等を用いて営業余剰の部分が独立的に推計できないか検討を依頼している。法人企業統計以上にカバー率の大きい本調査が使えればいいが、支払利息がないという状態では、チェック機能も働かない。マクロでは FISIM を使えばいいかもしれないが、例えば中小企業の支払利息負担の状況等が分からず、政策立案上も問題があるのではないか。経済財政白書や通商白書では、個票データを用いて付加価値の分布や生産性の分布を調べ、政策に掲げている。本調査で支払利息や電子商取引の把握を取りやめるのであれば、別途の調査を行うことになり、報告者負担が増えることとなる。

・ 電子商取引のデータを民間企業から購入することでデータを取れる（利用者にとって代替策はある）という理解でよいか。

・ 利用者がどの程度細かなデータを求めるのかによる。ただし、電子商取引と他の経済属性を表すような統計指標とを同時に把握している統計はあまりない。把握が困難という事情や大雑把な数字しか取れないかもしれないのは理解するが、できたら引き続き把握してほしい。また、電子商取引についての業務データの欠点として、電子商取引を行っていない企業がどの程度あるのかについては把握できない。電子商取引の有無だけでも把握すべき。

⇒ 経済センサスの電子商取引のデータは、実態を十分に把握した結果が得られていると言えないデータになっている。結果が出るのは2年後であり、電子商取引の業態も次々刻々と変化しており、定義も追いついていない中では継続して調査する意味が薄れている。

- ・ 支払利息等については、総勘定元帳には営業外費用として必ず項目があるので、企業の立場からは記入に負担感はあまりないのではないかと。
- ・ 本調査は、国民経済計算のためだけのものではなく、経済構造の分析に使うことも考えられる。支払利息等について、負担軽減としての意義もそれほどないのであれば、残す方向で検討いただきたい。電子商取引については、把握できたらいいと考えるが、誤解を招く統計を公表するぐらいなら、削除はやむを得ない。
- ・ 内閣府においてどのように利用しているのかが分からないので、次回の審議協力者には内閣府を呼んだ方がよいのではないかと。

- ・ 支払利息等を廃止しないこととした場合の一番の問題は欠測値の処理。欠測値を埋めようがないので、無理に埋めようとしなくてよい。欠測値がある前提で、つまり回答があった企業のみを集計するという形になるが、それでも把握すべきというコンセンサスを得る必要がある。

⇒ 支払利息等については、経済センサス-活動調査のデータがないため、全体推計はできず、実測値の8割の部分だけを集計して公表することになる。その場合、例えば他の項目とのクロス集計ができないといった制約がある。こうした点も整理させていただいた上で、次回再度議論いただきたい。

- ・ 電子商取引については、定義も含め、把握方法の研究が必要。将来的には国の統計の中で把握することができたらよい。支払利息等については継続審議とする。

(4) 製造業事業所調査の新設のうち、調査対象の範囲の変更

- ・ 新たな調査対象の選定方法では、小分類別や市区町村別の集計にどのような影響が出てくるのか。今までどおりの実態を表す調査になればよいと思う。参考表として市区町村別集計を出すということだが、引き続き同様のものが出されると助かる。

⇒ 参考表を含め、同様のものを作成していく。

- ・ 経済構造実態調査の対象になっていない企業の傘下の事業所が、製造業事業所調査の対象になるようなことがあるのか。

⇒ あり得る。企業としては調査対象とならないが、傘下事業所が製造業事業所調査の対象になる場合は、本社に製造業事業所調査票のみ答えてもらうことになる。

- ・ 製造業事業所調査の地域別表章では、製造業の内訳はどの程度表章されるのか。

例えば中分類で表章するのか。

⇒ 地域別の中分類集計など工業統計調査で公表していた結果表は全て公表する予定。経済センサス-活動調査とシームレスにつながるという意味で、断層が解消された結果になる。

- ・ 調査対象の規模が分かりにくいため、経済センサス-活動調査の母集団情報と経済構造実態調査の調査対象がどうなっているかについて、今後、結果を公表する際などに定量的に示せるよう情報を整理していただきたい。

6 その他

次回の部会は、令和3年4月28日（水）午前中に開催することとされた。

また、本日の審議結果については、4月開催予定の第163回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）